

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 6 年 5 月 20 日

一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター
所長 神山 隆行

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 植栽管理及び草刈等業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 業務期間 令和 6 年 6 月 17 日から令和 7 年 1 月 31 日
- (4) 業務場所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地他
- (5) 入札方法

(1)の業務名で総価により入札に付する。なお、落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満のは数があるときは、そのは数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県の県営建設工事競争入札参加資格名簿(令和 5・6 年度)の造園工事に登録している者で、県南広域振興局管内のうち、本局管内(奥州市・金ケ崎町)又は北上地区(北上市・西和賀町)に主たる営業所を有すること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法 33 条第 1 項に規定する再生手続きの決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者もしくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3

年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団(同条第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (5) 平成 31 年 4 月 1 日以降、国又は地方公共団体等の施設において、1 の(2)に定める業務と同種の業務契約を履行した実績を有する者(6 ヶ月以上継続する契約に限る。)であること。
- (6) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間において、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(以下「措置基準」という。)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札説明書の配付

入札説明書は、いわてクリーンセンターホームページ(以下「ホームページ」という。ホームページアドレスは入札説明書 17(2)に示すとおり。)で配布する。

4 設計図書及び契約条項の閲覧

設計書(金抜き)、発注仕様書及び図面(以下「設計図書等」という。)はホームページで配布する。

5 入札及び開札の日時及び場所等

入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (1) 入札日時
令和 6 年 6 月 5 日(水) 午前 11 時 00 分
- (2) 入札場所
入札説明書 17(2)に示す場所の管理棟 2 階研修室

6 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和 6 年 5 月 28 日(火)午後 5 時までに(土日祝祭日を除く)、入札説明書 17(2)に示す場所へ提出しなければならない。なお、郵送及び電送による申請書類は受け付けない。また、入札日の前日までの間において、一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定の例にならい、決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細については、入札説明書による。

入 札 説 明 書

この入札説明書は、一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンターが発注する下記業務に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 植栽管理及び草刈等業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 業務期間 令和6年6月17日から令和7年1月31日
- (4) 業務場所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地他

2 入札参加資格

次のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県の県営建設工事競争入札参加資格名簿（令和5・6年度）の造園工事に登録している者で、県南広域振興局管内のうち、本局管内（奥州市・金ケ崎町）又は北上地区（北上市・西和賀町）に主たる営業所を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法33条第1項に規定する再生手続きの決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者もしくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 平成31年4月1日以降、国又は地方公共団体等の施設において、除草、植栽管理（剪定、施肥等）に関する業務契約を履行した実績を有する者（6ヶ月以上継続する契約に限る。）であること。
- (6) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間において、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、次の書類を令和6年5月28日（火）午後5時までに（土日祝祭日を除く）に、17(2)に示す場所へ提出しなければならない。なお、郵送及び電送による申請書類は受付ない。

(1) 入札参加資格を証明する書類

- ① 入札参加資格審査申請書（様式1）
- ② 履行実績調書（様式2）
- ③ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式3）
- ④ 申告書（様式4）

(2) 入札参加者は、本説明書（仕様書及び別紙契約書案を含む。以下「説明書」という。）を踏まえて、入札しなければならない。

4 資本関係のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。
また、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 代理入札に関する事項

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター所長 神山 隆行」とする。）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名・受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載。））

8 入札及び開札の日時及び場所等

令和6年6月5日（水） 午前11時00分

いわてクリーンセンター管理棟2階研修室

（入札書を直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

- (1) 入札場所には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、もしくは取りやめることがある。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

10 入札への参加

- (1) 3 (1)により、提出された書類を審査した結果、参加資格有りとした者と認めた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (2) 提出書類の審査結果は、令和6年5月30日（木）までにFAXにより通知する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

12 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件のすべてを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定の例にならい決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

13 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を付する。
再度入札しても落札者がいない場合は、同様に行うものとする。
- (2) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができ

ない。また、8(3)により、入札場所から退去させられた者も同様とする。

14 契約成立条件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法33条第1項に規定する再生手続きの決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき構成手続開始の申立てをしている者もしくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

15 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、落札者が保険会社との間に一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター所長を被保険者とする履行保証契約を締結したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (3) 契約の条項は、別添「契約書案」のとおりとする。

16 本説明書についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和6年5月28日（火）午後5時までに書面により一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター所長まで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、令和6年5月31日（金）までに17(2)のホームページに示す。

17 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札及び契約に関する問い合わせ先

一般財団法人クリーンいわて事業団

いわてクリーンセンター

〒023-1101 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地

電話 0197-35-6700

ホームページアドレス <https://www.iwatecln.or.jp/>

様式 1

入札参加資格審査申請書

年 月 日

一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター
所長 神山 隆行 様

申請者

所在地又は住所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者の氏名

印

令和 6 年 5 月 20 日付けで公告のありました「植栽管理及び草刈等業務」に係る一般競争入札について、入札参加資格要件を満たしているので、入札説明書 3 (1)により、下記の書類を添付して申請します。

記

添付書類

- 1 履行実績調書（様式 2）
- 2 資本関係・人的関係に関する届出書（様式 3）
- 3 申告書（様式 4）

様式 2

履行実績調書

業 務 名 称	
業 務 場 所	
最 終 請 負 額	円
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
委 託 者 (契 約 の 相 手 方)	
受 託 者 (申 請 者 名)	
施 設 の 名 称	
業 務 の 内 容	

※契約書・仕様書の写しを添付すること。

資本関係・人的関係に関する届出書

年 月 日

一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター
所長 神山 隆行 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者の氏名

印

このことについて、下記のとおり届出をします。

記

1 資本関係に関する事項

(1) 親会社等（会社法第2条第4号に規定するもの）

親会社の有無 有 ・ 無 （どちらかに○）

商 号 又 は 名 称	
住所又は主たる事務所所在地	
電 話 番 号	

(2) 子会社（会社法第2条第3号の2の規定によるもの）のうち、植栽管理及び草刈等業務に係る一般競争入札に参加する子会社

子会社の有無 有 ・ 無 （どちらかに○）

商 号 又 は 名 称	
住所又は主たる事務所所在地	
電 話 番 号	

2 人的関係に関する事項

植栽管理及び草刈等業務に係る一般競争入札に参加する者の他の会社における役員兼任

役員兼任の有無 有 ・ 無 （どちらかに○）

役 職 ・ 氏 名	
兼 任 先	商 号 又 は 名 称
	役 職

3 中小企業等協同組合に関する事項

中小企業等協同組合又はその組合員（会員）

該当の有無 有 ・ 無 （どちらかに○）

商 号 又 は 名 称	
住所又は主たる事務所所在地	
電 話 番 号	

※ 中小企業等協同組合法に規定する協同組合が届出を行う場合は、本書に全役員及び全組合員（会員含む）の名簿を添付すること。

様式 4

年 月 日

一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター
所長 神山 隆行 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者の氏名

印

申 告 書

私共は、下記についてすべて該当することを証明します。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- 2 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法 33 条第 1 項に規定する再生手続きの決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき構成手続開始の申立てをしている者もしくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。